

## 2 日中活動の場を再編・整備する

### 現状と課題

- 障害者の日中活動を支える場は、従来、障害種別による施設サービスとして提供され、更生施設、授産施設などの種類があります。
- 通所施設の利用者は、平成 17 年 10 月現在、身体障害者通所授産施設 19 人、知的障害者通所更生施設（福祉園）288 人、知的障害者通所授産施設（福祉作業所）241 人、知的障害者小規模通所授産施設 11 人、精神障害者小規模通所授産施設 69 人となっています。
- しかしながら、これらの施設に通所している方の障害程度や作業能力などは、さまざまで、施設の目的にあった方ばかりではないのが現状です。
- 障害者自立支援法では、これらの施設を、平成 18 年 10 月から平成 23 年度までの間に、6 種類の事業に再編し、その人にあったサービスの提供ができるようにするとともに、障害種別にかかわらず共通のサービスを提供することをめざしています。
- このため、区立施設をはじめ、各施設は、新事業への移行について、利用者の状況や希望を踏まえ、計画化していく必要があります。
  
- また、入所施設は、日中のサービスと夜間のサービスは別々のサービスとして分離して扱われることとなります。
- これにより、日中のサービスについては、入所者以外に地域の方を受け入れることができ、また、入所者も他の施設の日中サービスを利用することが可能となります。
- したがって、今後、入所施設は、地域のサービス拠点としての役割を果たしていく必要があります。
  
- 一方、区内には、従来の法律による基準を満たしていない心身障害者の作業所や精神障害者の共同作業所等が 23 施設（法外施設）あります。
- これらの作業所は区補助金などにより運営していますが、障害者に対する日中活動支援については、福祉的な就労の場、創作活動や交流の場として、草分け的な役割を果たしてきました。
- 現在も、障害者の通所の場として、477 人の利用者があり、区の障害者施策の中でも、重要な役割を果たしています。

- 日中活動の場を充実させ、安定的なサービス提供を行なうため、これらの作業所等についても、できる限り障害者自立支援法における事業に移行することが必要です。
  - 区では、これまで、養護学校の卒後対策として、通所施設の建設を中心に取り組んできました。
  - 直近では、平成 15 年度に知的障害者通所授産施設と通所更生施設を整備し、16 年度には知的障害者デイサービスを開設しています。
  - しかしながら、従来のような施設形態では、施設整備のために莫大な経費がかかるため、新たな卒業者のために、区が施設をつくり続けることは困難な状況となっています。
  - 養護学校の卒業生のうち施設サービスの利用者は、区内の 2 校を含め、毎年 35 人程度です。
  - 通所施設は、現在は空があるものの、利用者の滞留化やこれに伴う利用者の高齢化の問題が新たな課題となってきています。
  - このため、今後は、既存施設の有効活用や、民間活力の導入、事業運営の方法等を検討していく必要があります。
- 
- また、精神障害者についても、日中活動の場を整備していくことは重要な課題です。
  - 精神障害者の日中活動サービスの中心は、共同作業所や障害者地域生活支援センター等が担っており、今後は、新事業への移行や事業の拡充等に向けた取り組みを進めることが求められています。
  - 一方、精神障害者は、保健・医療との関係が密接であることから、病院や保健相談所におけるデイケアで支援されてきました。保健相談所のデイケアについては、医療デイケアの拡充と障害者自立支援法の施行を踏まえ、事業内容を検討する必要があります。また、社会適応訓練事業については、事業者との連携を図ることが重要です。
- 
- 重度重複の障害者の中で、医療的ケアを必要とする方については、広域サービスを実施する東京都の役割とされ、都が整備する重症心身障害者施設により、サービス提供を行うこととしていました。
  - しかし、こうした施設建設がなかなか進まない反面、養護学校の在籍者の中で、医療的ケアが必要な児童は増加している現状があります。
  - これらのことから、区では、平成 3 年度より、心身障害者福祉センターにおいて、医療的ケアが必要な方（経管栄養）の受入れを開始し、平成 18 年度から、都の委託事業として、大泉学園町福祉園においても受入れを始めたところです。



## 施策の方向

- 区立施設は、民間活力の導入や事業再編により、「生活介護」、「就労移行支援」、「就労継続支援」等の障害者自立支援法に基づく事業への移行を進めます。
- また、医療的ケアが必要な重症心身障害者の日中活動の場の確保に努めます。
- 法外の作業所は、可能な限り新事業への移行を図るため、都・補助制度の動向を踏まえ、その促進策を検討します。
- 精神障害者に対する日中活動の場の整備を進めます。

### 1 通所施設の事業再編

#### (1) 民間活力の導入

【障害者施策推進課】

- 民間活力による施設の効率的な運用や多様なサービスの提供を図るため、区立福祉園における指定管理者制度の導入を促進します。

#### (2) 区立施設の事業移行

【障害者施策推進課】

- 区立福祉作業所や福祉園の障害者自立支援法における新事業への移行については、利用者の状況を踏まえた事業再編を実施することにより、円滑な移行を図ります。

#### (3) 重症心身障害者通所事業の整備

【障害者施策推進課・障害者サービス調整担当課】

- 医療的ケアを要する重症心身障害者のための通所事業を東京都からの委託事業として実施し、福祉園における受け入れ拡大を図るなど、重症心身障害者の支援の充実を図ります。

	区分	現況（18年度）	22年度
指定管理者制度導入		福祉園 1か所	福祉園 4か所
区立施設の事業移行	充実	未実施	完了
重症心身障害者通所事業		福祉園 1か所	福祉園 2か所

#### (4) 法外作業所の事業移行

【障害者施策推進課】

- 民間活力による施設の効率的な運用や多様なサービスの提供を図るため、区立福祉園における指定管理者制度の導入を促進します。

	区分	現況（18年度）	22年度
民間心身福祉作業所等	充実	未実施	移行完了
精神共同作業所等		未実施	移行 12 か所

## 2 日中活動の場の整備

#### (1) 民間事業者の誘致

【障害者施策推進課】

- 日中活動の場は、障害者自立支援法による設備要件の規制緩和により、従来の大規模施設ではなく、身近な空き店舗等の活用による設置が可能となっています。区では、家賃補助により、事業者を誘致し、事業実施場所の拡大を図ります

#### (2) 障害者地域生活支援センターの整備

【障害者施策推進課】

- 区西部地域に、主に精神障害の方を対象とした障害者地域生活支援センターを整備し、交流の場等の日中の活動の場を広げます。

#### (3) 入所施設の地域利用

【障害者施策推進課】

- 区内の入所施設における日中活動の事業について、入所者だけではなく、区民の受け入れができるよう、運営法人との調整を行い、通所の場の拡大を図ります。

#### (4) 白百合福祉作業所の改修（改築）

【障害者施策推進課】

- しらゆり荘の移転改築にともない、白百合福祉作業所の改修（改築）工事の実施を検討します。

	区分	現況（18年度）	22年度
事業者の誘致	充実	未実施	誘致 4 か所
地域生活支援センター		1 か所	2 か所
入所施設の地域利用		未実施	実施
区立作業所		5 か所	改修(改築)検討 1 か所

### 3 その他の通所事業

#### (1) 社会適応訓練

【保健予防課】

- 就労が困難な通院中の精神障害者に対して、農業、飲食業等の一般の事業所に訓練を委託し、社会復帰を図ります。(都事業)
- この事業を医療・福祉分野に広く周知し訓練の機会を増やします。
- また、区内の事業所の開拓及び支援を拡充していきます。

	区分	現況(18年度)	22年度
社会適応訓練協力事業所	充実	11か所 23人	15か所 28人

#### (2) デイケア

【保健予防課】

- 保健相談所では、これまで、精神障害者が地域で生活をしていく上で必要な情報や生活技術を学習する場としてデイケアを実施してきました。今後は、障害者地域生活支援センターの設置や障害者自立支援法の施行に伴い、新たな地域生活の枠組みができてきたことから、デイケアの役割を再検討していきます。

	区分	現況(18年度)	22年度
保健相談所デイケア	検討	285回 2,500人	事業の再構築

#### 4 障害者自立支援法の事業内容と見込み量

##### 【総合福祉事務所・保健予防課

##### ・障害者サービス調整担当課・障害者施策推進課】

介 護 給 付	療 養 介 護	医療と常時介護を必要とする方に、医療機関で、機能訓練や療養上の管理、看護、介護および日常生活の世話をを行います。
	生 活 介 護	常時介護を必要とする方に、入浴、排せつ、食事の介護等を行うとともに、創作活動または生産活動の機会を提供します。
訓 練 等 給 付	自 立 訓 練 ( 機 能 訓 練 )	自立した日常生活、社会生活ができるよう、身体機能の向上のために、必要な訓練などを行います。
	自 立 訓 練 ( 生 活 訓 練 )	自立した地域での生活を営む上での、必要な訓練などを行います。
	就労移行支援	一般企業への就労を希望する方に、就労に必要な知識や能力の向上のため、必要な訓練などを行います。
	就労継続支援 A 型	利用者と事業者が雇用関係を結び、就労の機会の提供を行い、知識や能力の向上のために必要な訓練を行います。
	就労継続支援 B 型	一般企業等での就労が困難な方に、継続した就労の機会の提供を行い、知識や能力の向上のために必要な訓練を行います。
地 域 生 活 支 援 事 業	地 域 活 動 支 援 センター	創作的活動や生産活動の機会の提供と、社会との交流の促進を行います。



○ 更生訓練費給付事業

【総合福祉事務所】

就労移行支援または自立訓練の事業を利用している身体障害者および身体障害者更生施設に入所している方に、社会復帰の促進を図るため、更生訓練費を支給しています。

	区分	現況（18年度）	22年度
療養介護		6人	7人
生活介護		24人	450人
自立訓練（機能訓練）		0人	4人
自立訓練（生活訓練）		4人	24人
就労移行支援	充実	5人	156人
就労継続支援A型		1人	30人
就労継続支援B型		41人	640人
地域活動支援センター		2か所	5か所
更生訓練費給付		28件	260件

※サービスの見込み量は、121ページ、128ページ、132ページに記載

○ 障害者自立支援法による新体系移行の図

